

徳島県告示第四百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和六年十月十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

名称	所在地	開設者	廃止年月日
藤中内科医院	徳島市昭和町一丁目二	医療法人藤中内科 医院	令和六年四月 一日
みき歯科医院	板野郡藍住町勝瑞字成長五九 三 古山ハイツ一〇五	三木 敦	同 十七日 五月
鴨島歯科	吉野川市鴨島町鴨島大北六七 四 一〇	北岡 靖啓	同 六日 六月
佐々木歯科医院	三好市池田町マチ二一七〇 五	佐々木 康夫	同 十五日
尾形歯科	徳島市幸町三丁目五五 自治 会館一階	尾形 憲子	同 三十日
けんなんメンタルクリニ ック	阿南市日開野町筒路一五 一 阿南開発ビル五階	後藤 宏樹	同 一日 七月
工藤歯科医院	吉野川市鴨島町西麻植字麻植 市九一 一	医療法人工藤歯科 医院	同 三十一日
三原歯科医院	徳島市秋田町三丁目一五	三原 正路	同 八日 八月